

装備品等の管理

1 必要性等

防衛省・自衛隊は、我が国の安全を最終的に担保する実力組織であり、**武器や弾薬を含む装備品等を常に適切に管理、使用**して、業務、訓練及び任務を遂行しなければなりません。

武器・弾薬が盗難にあたり、紛失した場合、当該武器・弾薬が犯罪やテロに使用される等のおそれがあります。また、5.56mm普通弾誤射のような事例は、国民からの信頼を大きく損ないかねないため、再発防止に万全を期す必要があります。

武器・弾薬以外の装備品等においても、毒劇物、放射性物質及びその他の危険物については、法令等で厳格な管理が定められており、平素からの管理体制そのものが問われることとなります。また、PCを紛失等した場合には、保存されている情報が漏えいするなど、二重三重に国民からの信頼を損ないかねない事態になります。



装備品等、特に武器・弾薬等が盗難・紛失した場合、犯罪・テロに使用される等のおそれあり。
→ 国民への被害の可能性も否定できず。



部下

装備品等がいろいろなくなってます！どうしましょう？



お、おかしいなあ？念のためもう一回確認してみよう。



管理者

・・・というイヤな汗をかかないためにも、日頃から装備品等の点検、管理をしっかりやりましょう。

2 不祥事の未然防止に当たり留意すべき事項等

(1) 関係法令等に定められた事項の確実な実施

関係規則等に定められた事項の不履行は、装備品等の不適切な管理・使用につながりかねません。このため、次のような関係法令等に定められた事項の確実な実施が必要です。

ア 武器・弾薬

(ア) 武器及び武器庫等の日々点検（各種鍵の点検を含む）

(イ) 結節ごとに弾薬（数量、弾種）、打ち殻薬きょう等を点検し、報告

(ウ) 弾薬等の取扱いに関する教育・訓練を実施

イ PC等

盗難防止のため、施錠可能な勤務場所や倉庫等に適切に保管するとともに、適宜、保有状況を点検

ウ 毒劇物等の管理

保管容器等への所定の表示の実施、保管基準量の遵守、出庫量・入庫量の記録による在庫量の把握、鍵の厳格な管理等

(2) 緊張感の保持

ある動作を繰り返すと当該動作の習熟度は向上しますが、他方、緊張感は低下・弛緩していくことがあります。

このため、次のように、緊張感を保持し、装備品等について、適正な管理を行うことが必要です。

ア 悪意を持つ者が存在するかもしれないという危機意識の保持

イ 不備事項（警報ブザーの不具合、武器庫の不十分な管理等）の速やかな是正

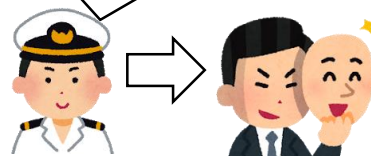
ウ 関係上司による請求書類等（品目、数量等）の確実な点検

エ 他部隊で発生した事案を活用した再発防止策の徹底

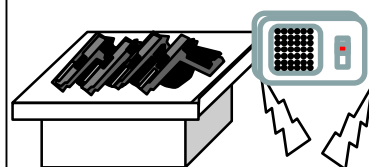


危機意識の保持

もしかしたら…



不備事項の是正等



気を付けなければ…

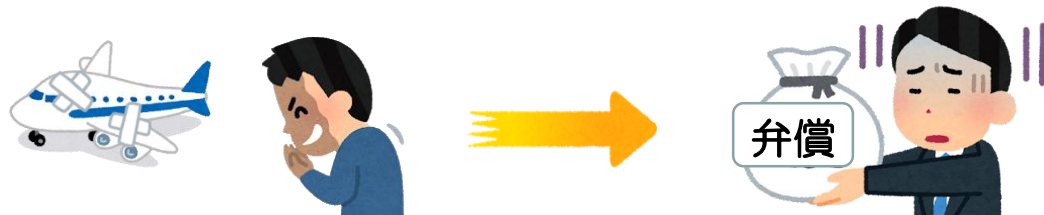


3 装備品等の亡失等発生時の処置

(1) 物品管理法等に定められた物品等の亡失等発生時の処置

ア 物品管理職員等の責任

物品管理職員（使用者及び物品管理官等）は、故意又は重大な過失により、物品を亡失し、又は損傷し、その他国に損害を与えたときは、弁償しなければなりません。



イ 物品等の亡失等発生時の報告

それぞれの立場において報告先及び様式が防衛省物品管理取扱規則に定められています。

(ア) 使用者 → 物品供用官

(イ) 物品出納官及び物品供用官 → 物品管理官

(ウ) 物品管理官、物品出納官又は物品供用官の補助者
→ それぞれの物品管理官等

(エ) 物品管理官

→ 幕僚長等の指定する部隊等の長 → 幕僚長等 → 防衛大臣

→ 防衛装備庁長官の指定する者 → 防衛装備庁長官 → 防衛大臣



悪い報告は潔く早く上げましょう。



管理者は悪い報告でも泰然と受けましょう。
いちいち怒っては、情報の集まりが悪くなります。

ウ 速やかに報告すべき亡失等

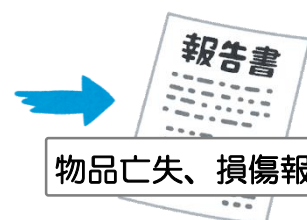
(ア) 天災、火災及び海難等（所属隊員の過失等によるものを除く。）によるもの。

(イ) 倉庫業者に寄託中のもの。

(ウ) 運送業者に引き渡したもの。

(エ) 供用中の物品（供用のため保管中のものを除く。）

→ 四半期ごととりまとめて報告可。



(2) 服務事故としての報告

「武器、火薬類の違法使用及び損傷亡失放置等の事故」に該当する場合、発生時に速やかに「事故速報」により報告することが必要です。

【服務事故に関する報告等について（通達）防人1第4009号（12.6.29）】

(3) 緊急事態等としての速報

緊急事態等に関し、内閣総理大臣官邸、防衛大臣等及び関係省庁への速報等を行う要領が定められており、物品等の亡失等についても、社会的影響が大きいものについては該当する可能性があります。

緊急事態等が発生した際の速報について（通達）別添別紙
緊急事態の例（参考）（抜粋）

4 その他の事態

(2) 日本国籍の船舶、航空機等に対する銃撃、だ捕、妨害行為等
(6) 2に定めるもののほか、防衛省・自衛隊の装備品等の製造中、研究開発中、試験中、修理中及び保管中における事故（装備品等の亡失を含む。）等で社会的影響が大きいもの

【緊急事態等が発生した際の速報について（通達）防官文第2623号（20.3.7）】

(4) 自衛隊の任務遂行上重要な装備品の亡失時の報告

平成25年11月、海上自衛隊海洋観測艦「にちなん」搭載の無人潜水装置を亡失した事案について、報告が速やかに行われていなかったことを受け、防衛大臣からかかる事案については速やかに報告するよう指示が出されています。

【自衛隊の任務遂行上重要な装備品の亡失に係る防衛大臣への報告について（通達）防官文第1057号（26.2.4）】

もう少し、探せば見つかるはず・・・。



大事にはしたくない・・・と誰しもの思いです。

しかし、ずるずる延びると、当該事案と報告遅延という二つの過ちを犯すこととなります。

ピンチはチャンスです。有事に備える隊員ならば、不測事態を最小限の被害で収拾してみせるのが、腕の見せ所ではないでしょうか。